

顧問設置規程

(目的)

第1条 本規程は法人の顧問の設置について定めたものである。

(顧問の定義)

第2条 顧問は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。

2 顧問は、法人内の役員、職員との兼務を妨げない。

(顧問の業務)

第3条 顧問は、理事会からの諮問事項について、答申をおこなう。

2 顧問は、必要に応じて、前項の諮問事項に関する調査等をおこなう。

(顧問の任期)

第4条 顧問の任期は2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 顧問の再任は妨げない。

(顧問の報酬)

第5条 顧問の報酬は別途役員等の報酬等に関する規程に定める。

(その他)

第6条 その他、顧問に関して本規程に定めのない事項については、理事会にて決定する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。